

戦国大名今川氏の「不入」関係について

法史学からのアプローチ

上野史朗

目次

- 一 はじめに
- 二 戦国時代の寺社への駆入
- 三 今川氏と訴訟の抑止
- 四 今川氏の寺社支配
- 五 不入権の否定と不入判物
- 六 おわりに

これまで、戦国期を取り上げた場合、戦国大名の歴史的な性格・権力構造の問題、さらには荘園制的立場から荘園解体期の様相・在地構造、検地政策がその研究対象とされてきた。その研究成果はめざましいものがあり、戦国史研究の動向と蓄積を的確にとらえるのは容易でない状況になってきたところ、『戦国大名論集』^①の刊行により先学のこれまでの諸業績を簡単に手にすることができるようになった。これを契機にするかのようさらにも多くの成果が公にされてきているが、戦国期の法制度・訴訟制度といった戦国法に関するものはいまだ多くをかぞえてはいない。ところが、近年にいたり歴史研究の傾向がそうであるように、いわゆる社会史の見地からの問題提起がなされ、そこから戦国法の解明をめざそうとする努力、戦国法そのものへのアプローチがなされるようになってきた。^{②③}

戦国大名のなかでとりわけ今川氏は、従来から比較的多くの人々によって研究の対象とされてきたものであるが、戦国法・分国法としての『今川仮名目録』を取り上げ考察した研究は、戦国法のそれと同様あまり進展していない状況にあるようである。本稿では『今川仮名目録』そのものを考察の対象として取り上げることはないが、必要に応じて引用をし、法そのものの解釈・意義についても考察をすすめることにしたい。

さて、寺社の支配・掌握が統治上重要な意味をもつ、ということは既に先学ののべられてきたところであり、そこでは戦国大名が支配の一元化を貫徹するために領内の寺社をいかにして取り込んでいくかが論ぜられてきたのである。戦国大名にとって最大の関心は、寺社のもつ世俗権力の介入を拒否しうる不入権の否定であるところから、必然的に寺社と戦国大名権力との間には対抗関係が生ずることとなる。その関係を、無縁性（アジュール）の問題でもって説明していこうとしているのが近年の研究動向であった。^{④⑤⑥⑦⑧}

本稿では戦国大名今川氏とその領内の寺社との関係を、今川氏による不入権の否定と不入権付与といった一見して矛盾するかにみえる事実の検討を通して法史の見地から論じてみたい。

[注]

(1) 総論的な研究・地域別の研究・個別大名の研究・統一政権の研究といった構成がとられ、その巻末のいずれにも研究状況を詳細に把握できる文献目録が作成され、研究動向についての解説と展望が添えられている。

(2) 『中世法制史料集第三巻 武家法Ⅰ』『日本思想史大系21 中世政治社会思想上』の刊行を契機として戦国家法・分国法の研究がより進展したのは確かであるが、戦国大名を限定したうえでの研究は、小林宏『伊達塵芥集の研究』をかぞえるのみである。戦国法を素材とし編み出された論文集として勝俣鎮夫『戦国法成立史論』がある。そのほか個々のものについては、少し古い『歴史公論』(第三巻第四号一四二頁以下)に概略がのべられており、参考となろう。

(3) 代表的なものとして藤木久志『戦国の作法 村の紛争解決』がある。このなかで氏は、中世後期から近世初期にかけて村々では盗人・殺人などの事件を解決し、近隣の村とのもめごとについても解決するために自律的な紛争解決能力と態勢を備えていたことについて論ぜられている。これまで戦国法を考察する場合には、法規制の面から家臣を規制対象とする家臣統制法、領国の被支配者一般を規制対象とする領国法の二つに分類する(勝俣鎮夫「戦国法の展開」『戦国時代』所収)方法がとられることがあった。さらに法は従者だけではなく、制定者である主人をも規制する効果がある(杉山博『日本の歴史Ⅱ 戦国大名』)とされるように、支配者としての戦国大名と被支配者との関係から考察されることが通例であったが、藤木氏は戦国期の法を在地の慣習、村々の紛争解決の慣行を取り上げること考察している点で、これまでの研究と異なる点であり大いに学ぶべきところがある。もっとも氏の戦国法、在地の紛争解決の慣行に対する結論に異論がないわけではないが、それについてはいざしれ稿を改めて言及したい。

(4) 『戦国大名論集Ⅱ 今川氏の研究』には「戦後の研究史と課題」と題され有光友学氏によって、主要な今川氏研究の業績についての解説がほどこされておられ、今川氏研究の概要を知るうえで便利である。また一九八三年までであるが、文献一覧が掲載されており有益である。

- (5) 管見の限りでは『今川仮名目録』そのものを解説したものととして、小沢誠一「『今川仮名目録』の解説」、松平乗道「今川仮名目録」(いずれも今川氏研究会編『駿河の今川氏』第一集所収)、平野日出雄「今川仮名目録研究の視角―法典分析序論―」(同編『駿河の今川氏』第六集所収)があるくらいであろう。
- (6) 現在、利用しうるものとして『中世法制史料集第三巻 武家家法I』、『日本思想大系21 中世政治社会思想上』があるが、本稿では引用は後者により、『大系』と略す。
- (7) 戦国大名今川氏の寺社支配に関わるものとして、①大久保俊昭「戦国大名今川氏の宗教政策―富士大宮浅間神社を中心に―」(『地方史静岡』一四号所収)、②同「戦国大名今川氏の宗教政策―寺院の自治機能と大名権力―」(『史学論集』一八号所収)、③桑田和明「戦国大名今川氏の三河支配と寺院―寺領安堵をめぐって―」(『地方史研究』三三一六号所収)、④同「戦国大名今川氏領国における臨濟寺本末について―二冊の『書立』を中心に―」(『日本仏教』四七号所収)、⑤望月薫弘「今川氏と寺院」(『駿河の今川氏』第一集所収)、⑥長谷川弘道「戦国大名今川氏の寺社保護政策」(『史学研究集録』一六号所収)があり、それ以外で戦国大名今川氏と寺社との関係を取り上げたものに、⑦網野善彦「無縁・公界・楽―日本中世の自由と平和」⑧松井輝昭「戦国時代の無縁所について」(『広島県史研究』第六号所収)、⑨坂本勝成「中世的寺社権力の否定過程について」(『立正史学』第三〇号所収)などがある。
- (8) 上記の註(7)であげたなかでは、⑦⑧はその典型である。寺社などがもつ不入権を無縁性をもって説明しようとする試みが、網野氏の著作の影響のもとにあることはいままでもないことである。

二 戦国時代の寺社への駆入

戦国大名今川氏の領国である駿河・遠江において不入権を付与された寺社が多く存在したことは周知の事実である⁽¹⁾。これまで、この不入の問題を取り上げた場合には、戦国大名がその領国を支配するうえで寺社をいかに掌握するか、といった観点から戦国期の不入権についての考察がなされてきた。つまり領国支配研究のなかで寺社の不入が問題と

されてきたのである。ところが近年にいたり寺社の不入特権を、寺社がアジール性^②を有するところから付与されたものである、との議論がなされるようになってきた。

そこでは、犯罪者・下人などの寺社への駆入を、寺社をいかなる権力の手も及ばない聖域・平和領域（アジール）とすることによって、説明がなされている。

さて、科人の寺社への走入りに関する史料として以下のものがすでに紹介されている。すなわち遠江国引佐郡の龍潭寺に宛てた「悪党以下号山林走入之処、住持等無其届、於寺中不可成敗」とする今川氏真発給の判物^③である。

龍潭寺に対するのと同様に、科人の走入を定めたものと考えられている判物^④に、若狭国の守護武田信豊が発した「其他雖為如何様之重科人、正昭院并宝聚院江走入就憑儀者、子細申届可為扶助」がある。

ここにあげた龍潭寺・正昭院のいずれもが「無縁所」であることは、それぞれの判物から容易に判明する。それにもかかわらず、「無縁所」をめぐるいくつかの議論^⑤が存在している。その中に、この両寺院について「とくに『無縁所』と称された寺には、このような聖地としてのアジール性を認められたものが多く存在した。（中略）このように寺社のアジール性は、戦国時代、大名権力の地方寺社の支配統制が進むなかで、おそらくそれ以前当然のこととして社会的に認められていたアジール性が、その機能を大名権力に限定され、その俗権力の限定のなかで保障されるかたちでその機能が知られる場合が多い。」^⑥と説明されるものがある。これによれば、寺院のもつアジール性をもって両寺院への科人の走入規定を理解しようとしていることが判るのである。いま一度繰り返すならば、近年の無縁概念をもちいて中世世界を説明せんとしてきた人たちの立場からすると、寺社への科人の駆入の問題を、寺社のもつ無縁性（アジール性）の問題として捉え解決してきたように思われる。犯罪者は権力の手の届かない平和領域、無縁の場つまりアジールへと駆け込むことで、その身の安全を保証される、または安全を獲得すると考えられてきたのである。^⑦

上記した史料から、正昭院へ走り入って保護を求めたものについては「武田氏に事情を申し届けたくうえで、寺が扶持せよ、たとえ科人の主人であっても、被官、下人であるからといって、走入った科人を誅罰することは許さない、(中略)重科人ですら、この寺に駈入れれば保護されることを、武田氏はここで公認し、保証している。」⁸⁾とする網野氏の解説は、もちろんのこと正昭院をアジールと考えるところから出てくるものである。

科人・下人の駈入については、田中久夫氏が「戦国時代に於ける科人及び下人の社寺への走入」⁹⁾で早くに論じているところであり、それによれば、走入を「或る所領内の犯科人及び下人が領主の権力から逃れて寺院(又は他領)に保護を求めて走入り、寺院(又は他領)がそれを保護すること」¹⁰⁾とされてはいるが、戦国時代の走入りの事実を直ちにアジールと同じものと考えすることはできない旨のべられているところから、ここでは正昭院をアジールとするのか、否かについてはひとまず留保しておくことにしたい。

龍潭寺・正昭院に与えられた判物によれば、寺による悪党の成敗は戦国大名今川氏に届けたうえでおこなえ、また正昭院へ走入った科人については守護武田氏に届け出をすまして扶助をせよ、というものであり、いずれもが寺独自の判断では成敗も扶助もなしえないことを示している。いままでこれについては取り立てて問題とされてはいないが、寺院と戦国大名権力との関係を考えるうえでは注意しなければならぬところであろう。¹¹⁾

いまここで確認しておきたいことは、もともとアジールとは自力救済の禁止とそれにもなう訴訟手続きの発展といった問題の中で取り扱われるものであった。自力救済の認められている時代において、際限のないフェーデの実行を制約する意味から避難所(アジール)が存在したのであり、そこでは犯人に和解交渉の手がかりが与えられたのである。¹²⁾のちに過失致死、傷害といった限定された犯罪だけにアジールの保護が与えられるようになるとはいえず、ここでは被害者と示談が続けられ、賠償についての話し合いが続けられたのである。

このことからして、いまアジールを問題として取り上げようとするならば、必ず訴訟手続きについての議論がそこで行わなければならないであろう。

そこで既に紹介した龍潭寺・正昭院宛の判物をもう一度ここで検討をしてみることにしよう。

山林を号し寺内へ駈入った悪党以下の者に対し、戦国大名今川氏に無届けで勝手に成敗を行ってはならぬ、寺に保護を求めて駈入った者についてはそれが重科人であったとしても、武田氏に届け出を済ませ扶助せよ、という判物の内容からすれば、龍潭寺・正昭院による悪党・重科人への成敗・扶助の実施について、寺院独自の判断は許されず今川氏・武田氏といった権力の判断を仰ぐことになるであろう。ここにおいて、一方では前者の龍潭寺の判物から、龍潭寺のアジール権は否定されている¹³、とする考えがあり、他方では大名への届け出の義務づけといった俗権力の限定のなかで保障されるかたちで「アジール」の機能が知られる¹⁴、とする考えがあるがいかかであろうか。否定する立場であれば、限定的ではあるが肯定する立場であれ、いずれの考え方も、アジールが自力救済を制限するところから現れてきた、ということを見過しているであろう。裁判権、警察権などが国家に独占されていなかった中世社会は自分の生命・財産は自ら守らなければならない自力救済の社会であり、その自力救済を制限するために現れたのがアジールであり、近代的刑法、訴訟法を備え、警察権力を一手に掌握した国家が生まれるとアジールは全面的に廃止された¹⁵、とされる考えからも明らかのように、アジールを取り上げるのであれば訴訟法の歴史を問題としなければならぬことをここでもう一度確認しておきたい。

さらに、寺中成敗・寺による扶助をなす場合、今川氏・武田氏権力への届け出が義務づけられていることからすれば、龍潭寺・正昭院はいずれも権力からの自立がなされていないことになるであろう。寺にあっては独自の判断を下すことは許されておらず、悪党・重科人に対する権力の意思がそのまま寺中に反映されることになるからである。そ

ここでは戦国大名、守護権力の関心が、訴訟手続きをへることなく直接に悪党・重科人に及ぶことになるであろうことに注意しなければならない。

[注]

- (1) 戦国大名今川氏の発給した判物の中に多く不入文言があることが、その事情を示しているであろう。
- (2) アジールについては、①穂積陳重『復讐と法律』、②平泉澄『中世における社寺と社会との関係』、③田中久夫「戦国時代に於ける科人及び下人の社寺への走入」(『歴史地理』第七六卷第二号所収)などによって早くから紹介されている。平泉氏が「アジールは中世と共に起こり、中世と共に亡びた」とされたのに対して、田中氏は「戦国時代はアジールの後退期である」と論ぜられたことによって、戦国時代がアジールの発展期であるのか、それとも後退期であるのかといった問題が提起されており、網野善彦氏の著作④『無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和』の公刊に触発されたかたちで現在再びアジールが注目されている。このほかに⑤平泉洸「高山寺とアジール」(『神道史研究』三八—一—所収)、⑥横田光雄「説教と社寺のアジール」(『国史学』一三—一—所収)などがある。

(3) 龍潭寺宛判物

遠州井伊谷龍潭寺之事、

- 一 彼寺為直盛菩提所、新地令建立之条、加令直盛寄進時、寺領以下末寺等迄、山林四壁竹木見伐等堅令停止之事、
- 一 諸末寺、雖為誰領中、為不入不可有相違、然者末寺看坊爾申付者、越訴直望坊主職儀、令停止之事、
- 一 門前在家棟別諸役等一切免除之、直盛云私所、云無縁所、不準他寺之間、可為不入事、
- 一 祠堂錢買地敷錢地取引米穀、国次之徳政、又者地頭私徳政雖令出来、於彼寺務、少茂不可有相違事、
- 一 付地主有非儀闕落之上、恩給等令改易者、為新寄進可有寺務也、
- 一 悪党以下号山林走入之処、住持等無其届、於寺中不可成敗事、
- 一 右条々任直盛寄進之旨、於後孫永不可有相違之状如件、

永禄三庚申

八月五日

氏真(花押)

龍潭寺

(『静岡市史 中世近世史料二』三九〇頁以下、以後引用については『市史』と略す)

(4) 武田信豊書状

正昭院事、当国真言衆為本寺条、祈願所仁相定置之間或鬪諍喧嘩、或殺害刃傷、或山海之両賊、其外雖為如何様之重科人、正昭院并宝聚院江走入就憑儀者、子細申届可為扶助。若彼主人及違乱欲遂誅罰者、堅申付可令成安堵候。恐々謹言。
天文十三

十二月七日

信豊(花押)

正昭院

御坊

(『万徳寺文書』『小浜市史 社寺文書編』五五八頁)

(5) 註(2)④でのべられた無縁所に対する批判という形であらわれている。これらの批判に対する網野氏の見解が『増補無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和』二七〇頁以下に補注という体裁でのべられている。

(6) 勝俣鎮夫「藪入りと駈込寺」(週刊朝日百科日本の歴史28『楽市と駈込寺 アジールの内と外』所収)六一—六八頁。

(7) ヨーロッパにおけるアジールについては、①阿部謹也「ドイツ中世後期におけるアジール」(増田四郎先生古稀記念論集『ヨーロッパ—経済・社会・文化』、のち阿部謹也『歴史と叙述—社会史への道—』所収)、②小山貞夫「中世イングランドのコロナ」(『中世イギリスの地方行政』所収)、③同「聖職者の特権の世俗化と聖域の崩壊」(『イングランド法の形成と近代的変容』所収)、④磯貝桂子「アジールと中世イングランドの聖域について」(『成城法学』三七所収)が参考となる。③によれば、犯罪を犯し聖域に逃げ込んだ者は、駈入でもって確かに通常の手続きでの逮捕・処罰を制限されるという世俗裁判権からの免除特権を獲得することになるが、聖域への駈入でただちに自分の身の安全が保障されたわけではないことが理解されるだろう。聖域のうち一般聖域の特権は四〇日間だけ存続し、その後も裁判・退国宣誓のいずれをも拒絶する者に対しては聖域の特権が消えるため、逃げ込んだ者は、聖域を出て裁判を受ける道、退国宣誓をする道、昼夜兼行の監視をくぐ

り逃亡する道、四〇日間を無為に過ごした後の餓死の道、以上の四つの道のいずれかを採らなければならなかった。(二二一〇頁以下参照)、とされているからである。

(8) 註(2) ④三三三頁以下。

(9) 註(2) ③

(10) 註(2) ③九五頁。

(11) 悪党の成敗、科人の扶助といった問題については法的見地から考察される必要があったにもかかわらず、従来はそれが看過されてきた。本稿では戦国大名と寺院との関係を法的側面よりアプローチする以上かかる問題にこのような考察を加えずにすますことはできないであろう。

(12) たとえば、世良晃志郎訳ミッタイスリリーベリッヒ『改訂版 ドイツ法制史概説』によれば、避難所は本人に和解交渉の手がかりを与えた、(四二五頁)とある。

(13) 一註(7) ⑨三九頁。

(14) 註(6)

(15) 阿部謹也『中世の星の下で』五三三頁以下。

三 今川氏と訴訟の抑止

「喧嘩に及輩、不諭理非、両方共に可行死罪也。」¹⁾とする規定は『今川仮名目録』第八条であり、これが喧嘩両成敗を規定していることは周知の事実である。これまで戦国法の特徴には武断的・威嚇的傾向があることが指摘され、²⁾その典型例として喧嘩両成敗法³⁾が取り上げられてきた。この法の制定目的について、勝俣鎮夫氏は「自力救済行為としての私的復讐を絶ち、大名裁判権のなかにこれを強制的に吸収することにあつたと思われる。」⁴⁾と論ぜられるのである。

ここでは先ず、喧嘩両成敗法の制定によって全面的に禁止された喧嘩について考えてみることにしよう。喧嘩両成敗法の起源を論ずるなかで辻本弘明氏は、喧嘩を権利の所屬を相争う相論より派生する実力行使⁵⁾として考えられており、ここでいう喧嘩が、単なる実力行使ではなく権利行使—勝俣氏のいうところの名譽のための闘争・権利のための闘争としての自力救済であることを論ぜられたことは注目しておかなければならぬだろう。歴史上もっとも早く死滅するところの自力救済は復讐であり、権利の実現だけを目的とした自力救済は、秩序ある司法制度の存在するにいたった後も、長くこれと調和しえたこと⁶⁾が紹介されているからである。

そうであれば勝俣氏のように、分国の治安維持の重要関心事として喧嘩を禁止し、大名権力に訴えその成敗に委ねることを強制することを目的に制定されたのが、喧嘩両成敗法である⁷⁾とされるのであれば、戦国大名権力の支配の下では権利の回復を目的とした・権利のための闘争としての自力救済を制限しうるだけの裁判制度が整備されていなければならぬであろう。

それゆえここでは、戦国大名今川氏の支配の下での裁判の事情についてみてみよう。さて寄親寄子制度は、いまままで戦国大名の家臣団統制の方式としてあるいは家臣団編成の根幹をなすものとして論ぜられてきたが⁸⁾、そこでは、『かな目録追加』⁹⁾第二条に規定されている寄親による訴訟の取次機能については多くは語られていなかった。寄親による訴訟の取次機能とは、すなわち戦国大名権力に対し寄子が訴訟を提起するためには寄親の手を経なければならぬことを示すのだが、これに加えて寄親は、下意上達・上意下達といったいわゆる行政的機能をも果たしていたことが明らかにされている。訴訟の取次機能を考えるうえでいま看過することのできないことは、些細な問題が今川氏へ訴えられることのないよう寄子に意見を加える、といった役割が寄親に対し与えられていたことである。

ところで寄親の取次を経ない訴訟の提起、すなわち直訴は成敗の対象となっていた¹⁰⁾にもかかわらず、「国家のため

大事にいたりては¹¹」とする内容の訴えについては、今川氏権力はこれを成敗の対象とはせず受理したのである。

これらのことからして戦国大名今川氏にあっては、今川氏が重要性を認めない寄子からの訴えについては、「いはれざる事¹²」として拒否し、それどころか執拗に「己が意趣計¹³」を主張する者・「我道理計¹⁴」を訴える者に対しては処罰でもって対応したのである。ここには、支配権力が治安上重要であった事柄については訴えを受理するが、それ以外のことについては、できるかぎり拒否するといった支配権力の関心が現れていると思われるがであろう。このように寄親寄子制度が訴訟に果たした役割を理解するならば、戦国大名今川氏権力の関心が訴訟の受理を拒否する方向にあったことは明らかであろう。¹⁵

それでは、訴訟に対して消極的な関心しか示さなかった今川氏が制定したところの『今川仮名目録』に喧嘩両成敗法が規定されていたという事実を、どのように理解したらよいのだろうか。上記したように、分国の治安維持といった重要関心事として喧嘩を禁止し、大名権力に訴えその成敗に委ねることを強制せんとして制定されたとはもはやここにおいてはいいえないようである。

喧嘩を名誉のための鬭争・権利のための鬭争として捉えたうえで、それに対して権力が制限を加えるということになれば、権力による訴訟制度の整備がなされなければならないのであった。このことは、鎌倉幕府末期において路次狼藉・苅田狼藉が幕府によって制限を受けたとき、つまり押領に伴う実力行使によって自己の権利の回復を主張する押領人（狼藉人）側には「至相論者、就理非、可被御成敗」と規定する公権力による理非裁決の訴訟が保障されていた¹⁶とすることより理解できよう。とすれば、一切の自力救済を禁止し大名権力に紛争の解決をゆだねることを強制するために制定された、とする喧嘩両成敗法についてここでは、権力の訴訟への拒否といった関心から考え直さなければならぬだろう。

喧嘩両成敗法の多様性を論ずるなかで「大内家壁書では、喧嘩は一切公私を煩わさず当事者間で解決すべきものとし、不干渉・不受理の立場を宣告して」いたことを服藤弘司氏はのべられているが、これにつき「喧嘩は当事者が解決すべきものという方針をとったとしても、力づくの権利の回復という意味の自力救済を認めただけでは決してない。『不可為公私之煩』という関心のもとに当事者の雅意にまかせたにすぎない。『不可為公私之煩』という関心の期待通りに当事者が自粛すべきであるという強い要請がある。強烈な拒否の権力関心が潜在しているのであって、自由之進退であるからといって権力が関与しないわけでは決してない。『不可為公私之煩』という拒否の権力関心に当事者は積極的に順応すべきだという強い要請がある。」¹⁸⁾とする批判がある。

ここで大内氏の『不可為公私之煩』という拒否の権力関心と、戦国大名今川氏の権力関心とを直ちに同じものであるとは断ずることはできないが、今川氏権力から「いはれざる事」としてみなされるような訴えは寄親によって意見を加えられ、訴えの提起に制限がなされること、さらにこのうえ「己が意趣計いひ立たらん奉公の者」に対し分国からの追却、成敗といった制裁が加えられることなどをみていくならば、そこには同様な権力関心が存在していると考えてもよいであろう。それゆえ、両当事者が「期待通りの姿勢をとらないときには（あくまでも力づくの権利回復をはかろうとする場合には＝筆者注）、権力を発動」¹⁹⁾することになる。つまり「喧嘩に及輩、不論理非、両方共に可行死罪也。」²⁰⁾ということになるのである。

戦国大名今川氏の支配の下にあっては、訴えを提起すること、つまり「己が意趣計」もしくは「我道理計」を主張することで引き起こされる公私之煩はけっしてあってはならず、当事者間で訴訟を自粛することが今川氏権力から要請されているのであって、その要請を実現するものとして寄親寄子制度が存在すると考えてよいのだろう。そこでは自力救済と併存するような訴訟制度などは確認できないことになるであろう。いま一度繰り返すならば、喧嘩両成敗

が法制化されているからといって自力救済と調和しうるような秩序ある司法制度などは、今川氏権力の下では確認しえないのである。

自力救済と調和しうるような秩序ある司法制度が未だ整備されていないような状況の下で、仮にあらゆる紛争の解決を大名権力にゆだねる、ということになったとするならば、それは名誉のための闘争・権利のための闘争の放棄を意味することになるだろう。また不入の権利を与えられ一切の権力からの介入を拒否せんとしてきた寺社にあっては自らの有する裁判権の喪失ということになるであろう。訴訟の整備がさなれていない、もしくは秩序のない司法制度の下で、権力の強制であるにせよ自力救済の放棄・喪失によって生みだされるものは、今川氏権力よりみた平和である。そのためその自力救済の放棄・喪失といった意味での平和・秩序維持に反する行為があった場合、平和・秩序維持という今川氏権力の期待に反した者、平和秩序を破壊しようとする者には個人・寺院を問わず追却・成敗が加えられるのであろう。

〔注〕

- (1) 『大系』一九五頁。
- (2) 『大系』四五一頁。
- (3) 喧嘩両成敗法に関する文献は、①辻本弘明「両成敗法の起源について」(『法制史研究』18所収)一〇五頁を参照、それ以後のものとして②石尾芳久「喧嘩両成敗法について」(『日本近世法の研究』所収)、③勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』所収)二四七頁以下、④服藤弘司「喧嘩両成敗法—法史論争—」(『社会科学の方法』20号所収)、⑤石井紫郎「中世の法と国制に関する覚書—喧嘩両成敗法を手がかりとして—」(『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』所収)などがある。
- (4) 註(3)③二五一頁。勝俣氏は、喧嘩両成敗法が、名誉のための闘争、権利のための闘争という自力救済行為を全面的に否定し、大名裁判権にこれをゆだねることを強制した法である、ともされている。「戦国法の展開」(永原慶二他編『戦国時

代』所収)一一二頁。

(5) 註(3)①一〇七頁。

(6) 村上淳一氏はその著『近代法の形成』において、フェーデと平和との関係について論ぜられここでは大いに参考となる。ラントの平和そのものを脅かすことのない正しいフェーデは権利法のための闘争であり、自己の権利を侵害された者はフェーデを行うか裁判に訴えるかを選択しえた。君候によって血讐権は君候の流血裁判権に置きえかえられていくのであるが、フェーデの禁止は一片の命令によって実行されたものではなく、永続的な平和実現のための国家と法の構造変化の成果として達成されたものであった。つまりフェーデ権を原理的に承認しながらその要件と態様を法的に規律し、裁判制度の整備によってフェーデを排除することをめざしたが、そのさい、刑事裁判の構造そのものが組み替えられ、フェーデとの関連を示す伝統的な被害者訴追主義に代わって糾問主義が登場することになった。(一九五頁以下参照)

(7) 註(3)③二五五頁参照。また、この両成敗法への収斂の過程は、大名裁判権の集中度をしめす一つのめやすとなると思われる(二五四頁)、とされるのであれば、典型的な喧嘩両成敗法を制定した今川氏のもとにあっては、自力救済を強制的に否定し、強制的に権力の裁判権に委ねさせうるだけの裁判制度が用意されていなければならないことになるであろう。

(8) 寄親寄子制は家臣団編成として捉えられてきたことは本文中でのべたとおりであるが、これはおおよそ寄親による軍事指揮権下に寄子が軍役を果たすものとして理解されてきた、これ以外に寄親は普請での指揮、戦功・軍忠の大名への取次を行なってきたことが知られている。池上裕子『日本の歴史10 戦国の群像』三〇五頁。なお戦国大名今川氏における寄親寄子制についての研究は、①萩原龍夫「戦国大名家臣団の構成」とくに寄親寄子制について(『歴史教育』第七卷八号所収)、②小和田哲男「戦国大名今川氏の家臣団構成」(『歴史教育』第一五号所収)などがある。③下村效「今川仮名目録」よりみた寄親寄子制(『有光友学編』『戦国大名論集』11 今川氏の研究)所収)は寄親寄子制度を論ずるなかで訴訟の取次といったことを扱ったものとして貴重である。また戦国大名今川氏における訴訟と寄親寄子制との関係を扱ったものとして、④拙稿「寄親寄子制と訴訟―戦国大名今川氏を中心に―」(関西大学大学院『法学ジャーナル』第四十六号所収)がある。

(9) 一 各同心・与力の者、他人をたのみ、内儀と号し、訴訟を申事、停止之。其謂は、寄親前々訴訟の筋目を存、いはれざる事をば相押、加異見により、前後しらざる者を頼み、我道理計を申により、無覚悟なる者共、取次事多也。但、寄親道理たゞしき上を、最員の沙汰をいたし押置敷、又敵方計策敷、又は国のため大事にいたりては、以密儀、便よき様に可申も、

不苦也。〔『大系』二〇〇頁〕

(10) 一 直訴之事、諸沙汰之当日、奉行人等相定上は、如先例、理非を論ぜず、可加成敗之事。〔『大系』二〇七頁〕

(11) 註(9)。

(12) 註(9)。

(13) 今川仮名目録の現存する写本の一つに黒川本(明治大学刑事博物館所蔵)と称するものがあり、それには今川義元によって制定されたとする制定年次不明の訴訟条目十三カ条が付されている(『大系』五〇七頁参照)が、そこには以下のような規定がある。

一 訴訟之便有とて、謂なき事共かきあつめ、己が意趣計いひ立たらん奉公の者にをひては、所帯名田なき者にをひては、分国中を追却すべし。事の様により成敗すべき事。〔『大系』二〇七頁〕

なお今川氏の立場からすればここでいう「謂なきこと」は註(9)の「いはれざる事」と同じと考えてよいであろう。

(14) 註(9)。

(15) 成文法上に表れた今川氏のこのような権力関心については註(8)④二〇二頁以下を参照のこと。

(16) 註(3)①一二二頁参照。

(17) 註(3)④八頁。

(18) 註(3)②二六三頁以下。

(19) 註(3)②二六五頁。

(20) 註(1)。

四 今川氏の寺社支配

ここでは戦国大名今川氏と寺社との関係、つまり今川氏が領国経営をすすめるなかでいかに寺社を支配していったか、ということについて考察してみよう。戦国大名にとってその権力を自らの領国内で伸張させていく過程で検断権

を保有する寺社の自治機能を、いかに吸収・統制していかかが重大な問題であったことが知られているからである。^①戦国大名において、寺社支配は単なる宗教政策というだけでなく、大名権力以外の存在にも検断権を認めるのか、言い換えれば寺社に対しても自治を認めるのか否か、といった権力の根本的な問題となるからである。

かかる点を視野に入れながら今川氏と寺院との関係を今川氏の領国である三河・遠江・駿河と順をおってみていくことにしよう。

今川氏による三河進出は、『今川仮名目録』の制定と戦国大名としての基盤を築いた氏親の代に始まり、その子義元の時代に積極的になされた^②とされている。三河への進出に際し障害となったのは、上記したような検断権を有する三河国内の寺社の存在である、つまり寺社の自治をいかに取り扱うかということであった。そこで三河へと版図を拡大するうえで今川氏が、考えなければならないのは、在地の動向の問題^③を除けば、国内の寺領をいかに掌握していくかということになる。

義元が三河に進攻し支配を拡大していくうえで、寺領を掌握するためには二つの方法を用いていたことが桑田和明氏によって明らかにされている。^④すなわち、第一に今川氏の三河支配以前から寺院がもっていた諸権利を支証に基づき安堵する方法、第二の方法は「新寄進」の文言によるものである、とくに今川氏が滅ぼした諸氏の領域にあった寺院のうち、諸氏が関係していた寺領を一時没収することで旧来の諸関係を清算し、その上で行う新寄進によるもの二方法であった。

ここでは後者、つまり旧来の諸関係を清算してのち今川氏による新寄進で寺領を掌握するという方法を考察してみたい。

このことの実例として桑田氏は、以下のような史料を紹介された。すなわち、弘治二年二月廿九日付の隣松寺宛義

元の判物⁵によれば、牧野民部丞⁶とともに今川氏に敵対した寿金の浄土寺領は没収され、隣松寺へ新寄進されたとするものである。寿金は牧野民部丞とともに今川氏に敵対したがゆえに、桑田氏の紹介されるところの第一の方法、第二の方法のいずれによっても寺領を安堵されることなく、浄土寺領を没収されてしまったのである。ここでは、今川氏への敵対行為といったことのほかに寺領没収の根拠となるものないであろう。

これに対し、長興寺の例⁷が示しているのは次のような事実である。すなわち、今川氏に敵対する戸田氏⁸と緊密な関係にあったことから、長興寺は戸田氏の滅亡後、一度は寺領を没収されながらも今川氏へ寺領回復のための訴訟を起こすことでもって寺領の還付をなしたのである。訴えによれば長興寺は、戸田氏に内通していた、つまり今川氏への敵対を表した寺僧を寺内から追放することでもって寺領を還付されることになったのである⁹。長興寺による寺僧の寺内追放という事実は、長興寺と戸田氏との関係の断絶を意味していることになろう。ここでの長興寺による寺僧の寺内追放は、長興寺と戸田氏との関係の断絶ということの意味ばかりか、長興寺の今川氏権力への迎合をも意味しているということになろう。

いまひとつの史料をあげてみよう。今川義元発給の大恩寺寂誉上人宛判物写¹⁰であるが、これによれば、「如牧野民部丞時、為新寄進永不可有相違」として大恩寺領が認められている。

以上の例からみられるように寿金の浄土寺と大恩寺とに対する今川氏の寺領安堵の対応の相違は何によるものなのであろうか。大恩寺は、上記した長興寺の例にみられるような今川氏への一連の行動（寺領回復のための訴願・今川氏に敵対的な僧侶の寺内からの追放といった大名権力への迎合的な行動）を行なったかどうかは明らかではないが、浄土寺の事例にみられるような今川氏への敵対的行動をとっていないのであるから両者の相違のもとになるのは、寺院の今川氏権力への態度如何ということになるであろう。つまり今川氏権力に対して寺院が逆心のないことを証立て

た場合（長興寺の例が示すような戸田氏に内通した僧の寺内からの追放）、寺院が反逆のおそれがないことを明らかにしたときにはじめて今川氏は寺領の還付を新寄進という形式でもって認めたのであろう。

このようにみていくなれば、東三河では戸田氏の滅亡後、今川氏の占領が行われ、寺領の没収による新寄進が多かった¹¹とされることについて理解できよう。

ついで駿河・遠江国における今川氏の寺院支配について考えてみることにしよう。今川氏の領国である駿河・遠江国内の諸寺院の編成は、今川氏輝の菩提寺である臨濟寺を本寺としてその頂点に置き、今川氏と関係の深い寺院を中心に据える¹²という本末関係の形をとったものであり強い統制をうけたものであった¹³とされる。

今川氏による本末関係の整備の開始が天文年間の初頭であろうことについては、天文七年正月十五日付の義元判物から明らかである。駿遠両国内での末寺化は、臨濟寺本末関係の自生的な進行を今川氏が確認するという形式つまり「只今為臨濟寺塔頭被引移之際、宗門繁栄之基尤珍重也¹⁴」とする判物などからみてとれる形式によっておこなわれたのであり、いまひとつは太原崇孚¹⁵による中興という形であった。諸寺院は、臨濟寺との間で自生的に本末関係を結ぶことによってその寺領が安堵されるのであるが、この本末関係を形成するうえで臨濟寺の住持たる太原崇孚が重要な役割を果たしたであろうことは、臨濟寺が末寺住職の最終的任命権を握っていた¹⁶ことから推測できるであろう。駿遠両国のみならず占領地である三河国へも臨濟寺の教線は拡大しているが、これについては「以臨濟寺同門之好、為末寺新寄進¹⁷」とする義元発給の判物¹⁸で明らかである。既にみたように、今川氏に敵対的関係にあった諸寺の寺領は、一度権力に没収され、その後に反逆のおそれがないことを証立てることで還付されるのであった。太平寺は戸田氏と深い関係にあるところから寺領寄進をうけていたが、戸田氏滅亡後は、臨濟寺と本末関係をむすぶことで、今川氏の統制下に入り寺領の安堵をうけているのである。このことから、臨濟寺の教線拡大は極めて政治的におこなわれている¹⁹、

とされる点が理解できよう。

いま戦国大名今川氏が、本末関係という寺院組織を通して支配体制の確立を計った、とする点で参考となるのが以下の史料である。すなわち「塔頭末寺衆、若違背本寺就各別之奏者、於有披露之子細者、既背寺法之条、可有改易塔主庵主事²⁰」とする判物である。ところで寺社にも奏者が付せられたことは既にみたところだが、この史料の文言からもそのことが判明するであろう。ここで注目しておかなければならないことは、本寺に背いて訴訟を提起することが寺法に反する行為を意味するということである。その結果は塔主・庵主の改易がされるというのである。これに加えて諸末寺の塔主・看院が本寺に断りなく「号坊主、恣不可居住事²²」や「越訴直望坊主職儀²³」といったことが禁止されていること、「若末寺塔主於有不法者、従本寺可被加法言²⁴」とする判物などをみてくれば、本寺の末寺に対する締めつけの強さがいかにほどであったかが理解できよう。

このようにみてくるならば駿河・遠江国の諸寺、極言すれば三河国における諸寺までもが、権力によって本末関係を通して編成されてしまった、といっても過言ではないように思われるのである。つまり駿河・遠江といったところでは戦国大名今川氏の支配の貫徹のために臨濟寺を中心とした本末関係が、大いに機能したのである。そうであればこそ、「飯尾逆心之砌、先衆徒等敵地江雖令退散、日瑜事者、頭陀寺城尔相移之間、為其忠節、頭陀寺領并欠落之跡職等、一円補任²⁵」とする判物が今川氏に忠節を尽くした千手院に下されることになったのであろう。今川氏への千手院の忠節が跡職補任の条件となっていることに注目しておく必要がある。

これに対し今川氏に逆心することがあれば、既にみた事例のような寺領没収という制裁がとられるのである。

〔注〕

(1) 一註(7)②四八頁。

(2) 一註(7)③一頁。なお久保田昌希「戦国大名今川氏の三河侵攻」(今川氏研究会編『駿河の今川氏』第三集所収)では、明応末年より天文末年の約四〇年の侵攻過程を経て三河は今川氏の領国として一応組み込まれたことになる、とされる(二九頁)。

(3) ①新行紀一「今川領国三河の支配構造」(有光友学編『戦国大名論集11 今川氏の研究』所収)、②所理喜夫「戦国大名今川氏の領国支配機構―天文弘治期における三河国の事例―」、久保田昌希「今川領国三河の政治的特質」(いずれも永原慶二編『大名領国を歩く』所収)などを参照。

(4) 一註(7)③一四頁以下参照。

(5) 参州牛久保之内、隣松寺并末寺常松寺領之事、

右代物式貫八百文、米七石五斗地、如近年為不入永不可有相違、并今度牧野民部之丞逆心、使僧寿金令相抱国府浄土寺領共新寄進者、依如件、

弘治貳年二月廿九日 治部大輔

隣松寺

〔市史〕三一九頁

(6) 註(3)①によれば、牧野・菅沼の諸氏は早くから今川被官化した国衆であり、早くに本領安堵されたことから今川家臣として地位が確立していた(一六四頁)が、弘治二年から三年にかけての三河検地の前後に三河山間部で大きな変化があり、この動きに加えて牛久保牧野一族の民部丞が今川氏に叛いたとされているが、民部丞がいかなる人物であったかは明らかではない。因みに『豊川市史中世・近世史料編』所収の天文三年四月八日若宮八幡宮への寄進状写(三七頁)、天文五年一月一日八幡宮寄進状(三八頁)には、牧野民部丞平成勝の名が記されている。

(7) 長興寺宛判物写

参河国渥美郡大窪長光寺領并門前山屋敷等之事、

(中略)

右当住戸田孫四郎令渡海之刻、有内通之義、寺領一円雖為相違、当住并徒党之久住共、以可令為擯出之間、門派同朝比奈肥後守訴候間、如先判形、永遠補領掌了 (以下略)

〔市史〕四七〇頁以下)

(8) 戸田氏は宗光のとき文明一一(一四七九)年に老津より田原に移り、文明一四(一四八二)年から翌年にかけて築城。東三河でも有数の武家に成長し、幡豆郡・知多郡方面にも勢力を伸張したとされる。三河への進出をはかる今川氏との間の争いが続き、永正五(一五二八)年、今川氏親は渥美郡に乱入、そののち天文一六(一五四六)年の織田氏の岡崎松平氏攻撃に端を發し、翌年(一五四七)今川氏は、竹千代(のちの徳川家康)を奪取し織田氏へ送った戸田氏を攻撃し田原城は落城。以後、今川義元は天野安芸守景貫・朝比奈肥後守元智を田原城代とした、とされる。(『豊橋市史』第一卷三七七頁以下)。

(9) 田原城代となった朝比奈肥後守が、今川氏権力に対し長興寺が寺領回復のための訴えを提起する際の奏者であったことは、寛保二(一七四二)年頃に成立したとされる史料『田原近郷聞書』から明らかである。

就今度一乱大窪長興寺之儀退転候条、上様有御訴訟有急度之由尤存候。拙者無如在可致馳走候。猶以御訴訟可為肝要候。上様御意参候ハ、重而如案文可進候。仍如件

五月十日

朝比奈肥後守

元智判

長興寺御門家中

参

〔『豊橋市史』第五卷一二三頁〕

(10) 三河国宝飯郡御津大恩寺領之事、

(中略)

一御田畠以上六町九反并代方十八貫六百余也、

右如牧野民部丞時、為新寄進永不可有相違、門前在家棟別諸役為不入領掌訖、此外諸末寺領寮舎以下是又如近年可令寺務山林見伐新令停止者也、弥修造勤行不可有怠慢、仍如件、

弘治二年二月十七日 治部大夫

大恩寺寂誉上人

〔市史〕三二七頁。

(11) 一註(7)③二〇頁。

(12) 一註(7)④五九頁参照。

(13) 一註(7)④六六頁。

(14) 駿河国大木之郷清林寺田地合老町并山林屋敷等事、

右為臨濟寺末寺領掌訖、弥勤行等不可怠慢者也、仍如件、

天文七戊戌

正月十五日

大和田

清林寺宗悦

〔市史〕一八六頁以下

(15) 駿河国安養寺領之事、

米式拾老石參斗七升、

代老貫參百五十文、

右為安養寺殿菩提從前々寄進至于末年不可有相違、只今為臨濟寺塔頭被引移際、宗門繁栄之基尤珍重也、弥可專寺役勤行等者也、仍如件、

天文式拾年辛亥

七月十五日 治部大輔義元(花押)

安養院

侍者禪師

駿河国大沢寺領之事、

右四拾余儀之地者、為大沢寺殿菩提從前々寄進至于末年不可有相違、此外田耆町谷河慶鑑去渡之、但貞永寺領改替也、唯今為臨濟寺塔頭引移条、宗門繁栄之基尤以珍重也、弥可專寺役勤行者也、仍如件、

天文式拾年辛亥

七月十五日 治部大輔(花押)

大沢院

侍者禪師

〔市史〕二六八頁以下)

(16) 彼に関する研究は、小和田哲男「太原崇孚雪齋研究」(『信濃』二九一五所収)に詳しいので参照のこと。因みに小和田氏によれば崇孚は、今川義元の政治を補佐したところから、時に「執権」といわれ、「黒幕」・「軍師」といった表現もなされているだけに、全盛期の今川氏を語る場合には、避けて通ることのできない人物であることはいうまでもない(四二七頁)、とされる。

(17) 一 註(7) ⑨三三頁。

(18) 今川氏の三河進出とともに臨濟宗の教線がのびた時に、臨濟宗妙心寺派の寺院は改宗されたとされている。一 註(7)

④六一頁参照。

太平寺宛判物

参河国渥美郡大津太平寺領并諸公事等事、

右依為松源派、以臨濟寺同門之好、為末寺為新寄進山林田畠門前在家等寺領員数目録、別紙加印判、如年来無相違可被收務、彌修造勤行等無怠慢、可抽国家安全精誠之状如件、

天文十七

十一月十九日 治部大輔(花押)

長松山太平寺常住

〔市史〕二三八頁以下)

ここに紹介した太平寺、あるいは東観音寺といった寺院が大寺として復興を遂げた事実は、今川氏・太原崇孚との関係抜

きには考えられないであろう。

(19) 一 註(7) ④六二頁。

(20) 遠江国相良庄平田寺之事、

(中略)

一 輪番住院所之事、無其器量之輩、競望堅停止了、同諸末寺之塔主看院、不断于本寺、号坊主、恣不可居住事、
一 塔頭末寺衆、若違背本寺就各別之奏者、於有披露之子細者、既背寺法之条、可有改易塔主庵主事、
(以下略)

『市史』四二六頁以下)

(21) 三 註(8) ③一九三頁。

(22) (23) 註(20)。

(24) 駿河国府中天沢寺同□□末寺□塔頭領

「(中略)

右永為末寺々領以下不可有相違、若末寺塔主於有不法者、從本寺可被加法言之状如件、

永祿九丙寅年九月三日 上総介(花押)

天沢寺方丈

『市史』五三二頁)

(25) 遠江国頭陀寺之事、

(中略)

一 先年寺領檢地之上、百六拾余貫文尔相定之云々、雖然、若向後於有余分者、永可令新寄進、次飯尾逆心之砌、先衆徒等敵地 江雖令退散、日瑜事者、頭陀寺城尔相移之間、為其忠節、頭陀寺領并欠落之跡職等、一円補任之上者、為一院雖被相計、前々為十二坊之間、一ヶ坊仁五貫文宛令配分、十二坊可有再興之由、尤神妙也、然者、十一ヶ坊五拾五貫文、并本堂薬師其外諸 堂修理領五拾貫文、千手院領五拾余貫文、都合百六拾余貫文相定之事、

一 先衆徒等、并先院主、其外横妨之輩、寄事於左右、雖企競望、為日瑜先忠之条、不準自余、一切不可許容、兼又、右之十

一ヶ坊僧侶、或為戒行不律歟、或对千手院存疎略、於構無沙汰者、令改易自余之僧侶可被申付事、
右条々領掌畢、守此旨弥国家安全之可被抽懇祈之状如件、

永禄拾丁卯年三月廿二日

上総介(花押)

千手院

(『市史』五三七頁以下)

またこのように今川氏へ忠節を尽くした千手院に疎略な扱いもしくは無沙汰を構えるようなことがあった場合、このような者に対し改易が申し付けられるということは、今川氏と千手院との関係が緊密なものであることを示しているだろう。

説

五 不入権の否定と不入判物

今川氏権力の下で、臨濟寺を本寺とする本末関係に編成された諸寺院に対し、不入の特権が認められた事実、換言すれば、今川氏から不入権認可の判物を与えられた寺院が、多く今川領国内に存在したという事実がある。これをい

論

かに理解するかをここでは論じてみたい。

そもそも不入権とは、寺社・荘園領主のもつ特権であり、寺社・荘園領主に対する守護側の検断権の行使を拒否しうるものと理解されてきた。不入特権とは、寺社・荘園領主による所領内における司法・警察権の独占として考えられてきたのであった。

鎌倉時代にあつては不入特権は謀叛殺害に対する検断権の行使が守護によってなされることを拒否しうる特権であつた。ついで守護の権限である大犯三箇条に苅田狼藉・使節遵行・段銭等の催促権がさらに付与されることになつたことから荘園の所務に関与しうる権限を守護が獲得するようになり、したがってここから室町時代の不入特権は段銭以

下諸役免除といった内容になった^①、とされている。

ここではまず、戦国時代における不入特権の内容について検討してみたい。今川氏領国内の寺社に与えられている判物をみていくなれば、「右寺内并門前拾間棟別諸役、陣僧飛脚等令免許之、先年為不入地所定置也^②」として表わされており、確かに寺社の有する不入が、先にのべたように諸役免除といった形式で表わされていることがわかる。

さて、『今川仮名目録』で不入禁止が規定されている^③にもかかわらず、今川氏領内に不入を認められた諸寺が多く存在するという事実をいかに考えるか、ということがここでの問題であった^④。繰り返すまでもないが富賀寺に対し発給された判物には「門次点役・課役・門前諸役等、如前々為不入所令免許也^⑤」といった文言があり、そこから理解される不入の意味は、諸役免許ということであった。

ところがここで注意を要する判物が存するのである。すなわち「停止領主代官并訴人等之綺、為不入之地^⑥」、「為守護使不入之地、停止郡代奉行人等之綺^⑦」あるいは「地頭之綺停止之、不入所申付者也^⑧」といったものである。これらによれば、今川氏権力は寺領への領主代官・郡代奉行人・地頭等からの干渉、介入を停止する旨を内容とする判物を諸寺に与え、寺領を不入地と認めていることになるのである。

これを寺院側からのべるならば、寺院外部からの干渉・介入、具体的にいえば領主代官・郡代奉行人・地頭等からの綺を独力では排除しえないことから、その綺の禁止を今川氏に乞い、寺領を不入地とする判物発給を権力に対し積極的に要求していることになる^⑨。

ここで今川氏へ訴訟することで寺領への干渉・介入といった綺を排除しようとするのであるが、それは自力による干渉・介入の排除ではなくして、権力への依存でもって解決しようと考えている点が、重要である。いまここで考えられることは、寺院が大名権力に対し綺の禁止を求めるという行為、権力への訴訟行為が、寺院の保有する検断権・

成敗権の放棄ということになりはしないかということである。つまり干渉・介入の排除を今川氏権力の手を借りて実施するということなれば、それは寺院のもつ裁判権の喪失ということを意味することになるであろう。

上記のようにみてくると不入権として権力から認められているその内容は、守護使・地頭・代官等によって行なわれる寺院への綺の排除ということにすぎず、それは寺領に対し棟別以下の諸役が、戦国大名権力以外の者から課せられた場合、権力を楯にこれを拒否しうるといったものであろう。

これに対し『今川仮名目録』などにみられる不入の禁止条項の内容は、これまで守護使・地頭・代官らが有してきた諸権限のうちのひとつ検断権行使が、寺院になされることを諸寺が拒むという行為である。これまでどおり守護不入と称して守護・地頭の検断権行使を拒否しうることになれば、領国内の支配の一元化を図ろうとする今川氏以外の者にも検断の実施が許されることになる。つまり諸寺が権力からの介入なしで独自に検断を行うということの意味することになり、それを『かな目録追加』第二〇条では「分国中守護使不入など申事、甚曲事也」⁽¹⁰⁾として禁止しているのだろう。戦国大名今川氏の検断権の独占的行使に対し、これを拒否することは一切許さないとするのが不入禁止の内容であろう。

ここをもって、戦国大名今川氏が、守護使不入を否定することで独自の領域権力の確立をはかった、⁽¹¹⁾ということが従来からいわれてきているが、ここでは少なくとも守護使不入の否定をもって戦国大名権力は、今川氏以外のものによる検断権・成敗権の行使を禁じた、ということだけは確認しておかなければならないだろう。

そうであればこそ権力が一方で不入を認める判物を諸寺に対し発給し、他方で、不入禁止を規定するといった一見矛盾しているかにも見える事柄が行われていたとしてもそこには問題はないのである。

したがって、戦国大名今川氏権力が「新寄進」した諸寺に対し、今川氏発給の「不入」判物が与えられているから

といて、ただちにその事実だけでもってそれらの諸寺が権力から自立しているということにはならないであろう。権力による検断を拒否しようとした諸寺、もしくは既にみた三河国の事例のように今川氏に敵対的な行動をとる諸寺は、今川氏権力による制裁をうけ、寺領没収ということになるからである。今川氏によって占領された地にあり、今川氏に敵対した戸田氏との間に深い関係をもっていた東観音寺に対して義元が発給した判物によれば「為守護使不入之地、停止郡代奉行入等之綺¹²」とあり、確かにここでは不入が認められており、『かな目録追加』第二〇条で「別而以忠節扶助する¹³」と、のちに規定されるように、東観音寺の今川氏への忠節が不入認可のための重大な根拠となったであろうことが推測されるのである。今川氏権力への忠節、戦国大名権力の期待に対し積極的にこたえるかたちで尽くす忠節が、不入権認可のため条件となれば、これまた寺院の自立云々をここで問題とすることはできないであろう。不入権の確認がなされたといっても、そこでは諸役免許といった側面だけが認められたのであろうし、それすら戦時において権力が必要と思うときにはいつでも解除可能であったことはいくつかの史料で既に明らかになっている。このようにみると、この時期にあつては戦国大名権力との関係がいかにあるかが、不入権が認可される条件となることが理解できよう。つまり端的に言えば今川氏に対して迎合的な態度をとるときには不入権が認められ、他方権力に敵対的な行動をとる場合には寺領没収といった結果にいたるのである。¹⁴

〔注〕

(1) 小林宏「室町時代の守護使不入権について」(『北大史学』一一号所収、のち『論集日本歴史5 室町政権』所収)参照。

(2) 駿河国富士上方小泉郷久遠寺之事、

右寺内并門前拾間棟別諸役、陣僧飛脚等令免許之、先年為不入地所定置也、但寺内門前共地子參拾疋者、領主江如先規可令

沙汰、若惣國中不入之地、当座一返四分一押立以下為雇雖申付、於彼寺者、不準于自余、為無縁所之間、加憐愍了、并竹木見伐永令停止之、寺内門前之分仁如先規參拾足納所之上者、以新儀可令檢地段、不可及地頭代官異儀者也、仍如件、

弘治貳年

六月六日

治部大輔（花押）

久遠寺

日我上人

〔市史〕三三三頁

(3) 周知のように不入に關する規定は、「今川仮名目録」第二二条・第二三条、「かな目録追加」第五条・第二〇条である。

(4) この不入権の否定と不入権の付与とが同時に存在する事実をいかに解するかといった問題に言及した論稿に次のものがある。①有光友学「今川氏不入権と『諸役免許』」、②同「戦国大名と不入権——大名領国の歴史的位附けのために——」、③同「戦国大名今川氏と不入権」の諸論稿は、有光友学「戦国大名今川氏の研究」の第四章として合体して収載されている。

④久保健一郎「戦国期の『不入』と大名権力」（『日本歴史』第五〇四号所収）、さらに⑤臼井進「戦国大名今川氏の『不入』について——不入権の否定と不入権の付与について——」（『史叢』四八所収）などがある。

(5) 参河国宇利庄富賀寺領之事、

右十三町、如前々不可有相違、於向後雖令檢地、於寺領者本増共可令寄附、此外門次点役・課役・門前諸役等、如前々為不入所令免許也、弥修造勤行不可有怠慢者也、仍如件、

天文廿一年霜月晦日 治部大輔（花押）

富賀寺御僧中

〔市史〕二九四頁

(6) 駿河国阿野庄大塚郷清源庵事、

右為善得寺末寺之間、如年来可相拘、寺領田地式石式斗余、居屋敷并塔頭屋敷之間、上屋敷之間、停止領主代官并訴人等之綺、為不入之地之間、如先規不可有相違、此外新在家五間分、為新寄進棟別・点役・四分一人足、国次之諸勸進、山手以下一切免許之畢、永不可相違者也、仍如件、

永祿元年

十二月

慶順首座

〔市史〕三四八頁

(7) 参川国渥美郡小松原山東観音寺領之事、

右如先規可有寺務并門前棟別諸役漁船五艘、任先例、為守護使不入之地、停止郡代奉行人等之綺、可為寺家進退之旨領掌、永不可有相違、守此旨、修造勤行不可有怠慢者也、仍如件、

天文廿一年二月十七日

治部大輔(花押)

東観音寺

学首座

〔市史〕二八二頁

(8) 駿河国泉郷之内戸田村藤泉院之事、

右修善院殿開山積室和尚え寄進、先判雖有之、乱中紛失之条、重而所出判形也、如前々、寺領壹町、寺中門前屋敷棟別拾間之分、令免許、但拾間分、依乱中在家退転云々、雖然於家出来者雖為何時、十間分如先規可令免除、修善院殿為開山所間、地頭之綺停止之、不入所申付者也、仍如件、

天文廿一年

二月廿九日

治部大輔(花押)

藤泉院

〔市史〕二八三頁

(9) 久保健一郎氏は、「大名が何故『不入』権を付与したか、ということだが、これは池上氏が指摘されている寺社や給人の根強い不入権獲得要求によると考えなければならない。」(久保前掲論文二七頁)とされ、戦国大名の不入権付与の背景を論

ぜられているが、これはむしろ寺社側に不入権を獲得するための権力への積極的な働きかけがあったこととして注目しておく必要がある。

- (10) 『大系』二〇五頁。「門徒集団が寺内町・門前町を中心として『守護使不入』を楯に一種の治外法権圏を形成し(中略)今川氏の三河国支配は、まず何よりもこのような『他国のごとく、国の制法にかから』ない『守護使不入』を楯とした一揆体制を『うへなしの申事、不及沙汰曲事也』(『かな目録追加』第二十條)として解体しなければならなかったといえよう。」(有光前掲書二七六頁)とのべられているが、「守護使不入」を楯にとった一揆体制の存在が今川氏権力による支配の一元化にあたって大きな障害となっていたのである。したがってこの段階で今川氏に対し「守護使不入」を要求することは権力に真っ向から敵対することになるのではなからうか。

- (11) 池上裕子氏は、『不入の地の事』ではじまる第二〇条は、大名の介入を許さない不入地を否定する目的で定められた。室町幕府が解体し、大名が自分の力で国を支配している今は、不入地を認めないと宣言している。」とし、『かな目録追加』第二〇条をもって「国家に平和と安定をもたらす公権力としての立場を確立した。」とのべられている。『日本の歴史10 戦国の群像』三二六頁以下。

- (12) 註(7)。

- (13) 註(10)。

- (14) 例えばこのことについて久保氏は、以下の史料から

遠州豊田郡之内犬居三ヶ村之事、

一任先判之旨、不入令領掌事、

(中略)

右此条々、如前々令停止之畢、若於違背之輩者、可加下知、但火急之於用者、以印形別而可申付、早速可相調者也、仍如件、

天文九庚子年十二月十三日

治部大輔(花押)

天野与四郎殿

『市史』一九六頁

「このことは、今川氏の事例でも確認できる。天文九（一五四〇）年の今川義元判物では、『不入』を含む特権が天野与四郎に対して保障されているが、その例外規定として、大名による『火急之用』があれば、『印形』を以て別して申付けることが明示されている。」とされた（久保前掲書二六頁）。

また臼井氏は以下の史料（『市史』四九二頁）を紹介されている。

安倍西河内棟別免許之事、

（中略）

右今度就三州急用、分国中免許之棟別一返雖取之、任天沢寺殿印判之旨、不準自余之条令免除也、縦重免除之棟別諸役等、他之在所者雖相破於彼在々所々者、別而令奉公之間、永不可有相違者也、仍如件、

永祿六癸亥年五月廿六日 上総介（花押）

朝倉六郎右衛門尉

（臼井前掲書三〇頁）

六 おわりに

戦国大名今川氏が、領国内の支配の一元化を貫徹するにあたって領国内の寺社をいかに取り扱ったかを跡付けることが拙論の問題関心であった。そのてがかかりとして不入を取り上げ、その不入をめぐる戦国大名権力と寺社との関係を論じてきたのである。寺社は、いままで保有してきたその不入権を今川氏に対しても行使しうるのか、いいかえれば戦国大名権力によって検断権が行使されることを、寺社は不入権をもって拒むことができるのか、といった問題であった。つまり寺社自らによる検断権の行使、寺社のもつ裁判権に対し戦国大名権力がいかに対応するのか―肯定するのか、それとも否定するのか―といったことが論ぜられなければならないのであった。

既にみてきたように、戦国大名権力以外のものからの干渉・介入に対し寺社は、それらを大名権力への依存、換言すれば大名権力へ訴願することで排除しようとしたのである。従来から保有してきた検断権ではもはや排除しえないことから、今川氏へ訴えることでもってそれらに対抗しようとしたのである。ここに寺院の裁判権の放棄ないし自立性の喪失ということがみられたことについては、既にのべたところである。

ここにおいて先に紹介した史料が示す「悪党以下が山林を号し走入る」といったことがみられるのはいかなる理由によるものなのだろうか。このように自立性を喪失してしまった諸寺への悪党の駆入が何故みられるのであろうか、ここでは最後にこのことについて問題提起すること、あとがきにかえたい。

農民には、既に厳しい内容の土地緊縛令が出され、かつてのような居留の自由などどこにも存在しない。このことは逃散した農民に対し人返し・還住が命ぜられ^①、また在所追放を命ぜられた者が、その命に背き在所に立ち帰るようなときには成敗が加えられるとした戦国大名発給の複数の判物から明らかである。さらには駿河国八幡郷の農民の逃亡先がことごとく大名権力によって掌握されていたことを示す史料からも、そういった事態が把握しうるのである。

このような状況においては、もはや寺内を平和領域としてのアジールと考え「この寺に駆入れば保護される^②」と云うことだけで寺社への悪党の駆入を説明できないことは自明であろう。

さて、池上裕子氏は「北条領では検地によって年貢が増徴され、その収取を全うするために支配体制の再編、強化が行われた。(中略)農民は主に欠落と佗言(訴訟)という二つの方法によるたたかいを展開し、これは密接に結びついていた。欠落は年貢・加地子の未進や負債等、経営の破綻、困窮を原因として起こるものだから、惣村は退転・欠落を理由に佗言をし、年貢・諸役の減免や徳政を要求した。」^③とされるのである。農民の大名権力からの欠落が、年貢・諸役の減免や徳政要求を目的になされたものであってもこれは支配体制の再編、強化に対する闘いと考えるべ

きであろう。

ところで史料にあらわれた「山林を号す」あるいは「山林に交わる」ことが無縁の人となることを意味する^⑥、とする考えが知られている。上記した池上氏の考えに従うならば、このような農民等の大名権力、領主権力からの逃亡を権力との関係断絶、つまり権力との間に無縁の關係に立つたための行為と考えるだけでよいのだろうか。農民の逃亡が、彼らを土地に緊縛することで支配体制の再編、強化をせんとする戦国大名の強権的な権力関心からの逃亡ということの意味することになれば、もっと積極的に権力への対抗もしくは抵抗として考えなければならぬであろう。

同様な闘いを大名による役の賦課を不入の在所へ駈入ること拒否しようとした職人の史料^⑦にみる事ができる。これらのことからすれば、「山林を号す」あるいは「山林に交わる」行為が権力から無縁の人となるといった消極的なものではないがために領国内の寺社への駈込みは、戦国大名権力にとって重大な問題を惹起することになるのである。

かくして既に紹介した史料から知られるように戦国大名は、執拗に農民の還住を命じ、農民の欠落先・農民の名前を、そして欠落を共にした者に至るまでかくも詳細に掌握していたのである。戦国大名権力からすれば、不入の地への駈入、山林を号しあるいは山林に交じり無縁のものにならんとする一連の行為を、支配体制の再編・強化せんとする権力への真っ向からの抵抗であると捉えたがゆえに厳罰でもって処したのであることを再度ここで確認しておきたい。

いま一度、龍潭寺・正昭院の事例にもどってみたい。それらの事例から理解しえたことは、以下のようなことであった。駈入った者を扶助するかどうかについては、不入を認められた寺院でさえ独自に判断することはできず、それにもまして裁判権力を喪失した、つまり自立性を失った寺院によって解決できる問題ではなく、それゆえ必ず権力に届

けなければならなかったのである。駈入った者への扶助、さらには駈入った人物が適切か、否かの判断は権力にとって重大な問題なのである。ここへきてはじめて「悪党抱置にをいては、重罪の間、別而可加成敗也。か様之儀申出者にをいては、かゝへをくものゝ家財以下出置、其上可為褒美也。」とする「かな目録追加」五条の規定が理解できるであろう。

さて本稿では、戦国大名今川氏による「不入」の取り扱いについて論じてきた。今川氏による不入権の拒否と不入権の付与といった相反する政策の実施を、今川氏権力とその支配下にある寺院との関係を通して考察してきたのである。不入権を付与され、逆に従来から有してきた不入権を拒否された寺院と今川氏権力との間には、裁判権をいかにするのかといった問題が存在していたのであった。またその裁判権の問題は、寺院への農民・悪党の駈入と重大な関係があることが分かった。ここでは戦国大名権力以外の者が裁判権を行使すること、不入権を主張し、または不入地へ駈入ることと大名権力へ対抗する行為とが同じく権力へ楯をつくことと考えられたのであった。

〔注〕

(1) 北条家朱印状写

(駿河国駿東郡)

泉郷百姓窪田十郎左衛門者欠落之事、

卯歳欠落、豆州みろく寺ニ有之、

壹人女梅同子壹人

午八月欠落、同所有之、

壹人女乙

〔府〕

午六月欠落、武州府中ニ有之

壹人丹

(多摩郡)

(田方郡)

巳九月欠落、豆州狩野内立野ニ有之、

壹人善三郎親子三人

以上

右、欠落之百姓、縦雖為不入之地、他人之者拘置儀為曲事間、任国法、領主・代官ニ申断、急度可召返者也、仍如件、

(元龜二年)

辛未

(虎朱印)

卯月廿日

奉之

江雪

(板部岡融成)

〔郎脱〕

庄新四殿

(康止)

(2) 『戦国遺文 後北条氏編第二卷』一八一頁、以後引用については『遺文二』と略す
たとえば今川氏発給のものとしては

村松源左衛門尉・長谷河太郎兵衛・高林藤左衛門尉宛判物

遠州棚草紅林二郎左衛門尉同名右京亮、為百姓職年貢数年過分ニ令未進之間、雖遂催促不許容之条、以公方人令譴責之処、一向未進無之由、依遂訴訟、既先年裁断之上彼兩人前七拾貫文余未進為明鏡之段、先印判所歴然也、然上者、兩人事構虚言企訴訟之段、為曲事之間、郷中追払至名職等者、新百姓申付訖、若彼兩人、就当郷中出入者、堅可申付、然者郷中許容之輩

共可追却之旨、是又所任先印判也、同至向後茂、年貢引負令欠落百姓等、就可差還之旨訴訟者、可為領主計、可為罪之輕重次第、彼地之事、如年來為不入之地不可有橫妨之輩者也、仍如件、

永祿三庚申年

十一月廿六日

村松源左衛門尉殿

長谷河太郎兵衛殿

高林藤左衛門尉殿

〔市史〕四二一頁以下

(3) 北条家朱印狀

(折紙) (駿河國駿東郡)

從八幡郷闕落之者可召返事、

(伊豆國)

伊東之鎌田二有之、

甚四郎親子共三人

(相模國中郡)

小鍋嶋二有之、

小三郎妻子共二五人

(武藏國豐嶋郡)

江戸二有之、

二郎三郎親子共五人

(中略)

以上廿壹人

右、為國法間、領主・代官二相斷、急度可召返、若致難涉者有之者、注交名、可遂披露者也、仍如件、

戦国大名今川氏の「不入」関係について

(天正元年)

癸酉 (虎朱印)

三月六日

(清広)

安藤源左衛門尉殿

(『遺文二』二三〇頁以下)

(4) 一 註(7) ⑦三四頁。

(5) 「戦国期の一揆」(『一揆 2 一揆の歴史』所収) 一一六頁以下。

(6) 安野真幸「下人と犯罪 イエ・境界・国家の変質」(『下人論 中世の異人と境界』所収) 一九九頁。

(7) 北条家朱印状

伊豆国□革作

三人 三嶋 五人 長岡

一人 田中 一人 多賀

一人 宇佐美 三人 伊東

一人 大見 一人 船原

一人 川津 一人 白田

一人 仁科 二人 稲沢

以上

右、此かわた、上より出かわ、無沙汰なく仕可上、此ほか御用之かわ被仰付候ハ、無沙汰なく可尋出、或ハ人之被官ニナ
り、又ハ不入之在所へ越ものをハ、可成敗者也、仍如件、

天文七年戌三月九日

なか岡(伊豆国田方郡)

かわた九郎ゑもん

〔遺文一〕五五頁

池上裕子氏は、北条氏と結びついたかわた九郎ゑもんの勢力下に役の賦課を通して組みこまれんとした革作りが、この役を逃れるために「不入之在所」へ移り住むということが現実にあったものと考えられる。とされ、このように役の賦課を拒否する抵抗の論理としての不入の論理が、百姓、職人の間に強くあった、ことを論ぜられている。「後北条領の公事について」(『歴史学研究』第五三三号所収) 九頁。

なお前記史料の「不入之在所」を不入権を獲得した中世末期の都市として考え、この不入権を獲得した都市の市民になるという方向、その方向の運動には入ることを(北条氏権力は筆者注)死刑をもって禁じているのである、とする意見(石尾芳久『人権思想の源流と部落の歴史』一八五頁)がある。これによれば、この史料を一切の権力の介入を拒否しようような不入権を獲得した自治都市と権力との対抗関係の中で考察しており戦国大名今川氏による駿府における不入地の解体を企図した『かな目録追加』の解釈に有意義である。

(8) 『大系』二〇一頁。